

## 平成17年3月18日

### 会議録 審査内容

#### ◇会議録

- 1 日 時 平成17年3月18日  
開会 10時00分 閉会 10時25分
- 2 場 所 幕別町役場 5階会議室
- 3 出席委員 7名  
委員長 古川 稔 副委員長 乾 邦広  
委員 野原恵子 佐々木芳男 芳滝 仁 伊東昭雄 瀬瀬太郎  
議長 本保証喜
- 4 説明員  
保健福祉センター長 佐藤昌親
- 5 傍聴者  
なし
- 6 事務局  
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
- 7 審査事件  
陳情第1号 公的書類において「性別欄」取り扱いと当事者を交えた協議機関の設置に関する陳情
- 8 審査結果  
陳情第1号 ～ 「採択」と決した。
- 9 審査内容  
(下記のとおり)

## ◇審査内容

(9:59 開会)

○委員長（古川稔） それでは、ただいまから総務文教常任委員会を開催いたします。

その前に、伊東委員から遅参の連絡がございましたので、報告させていただきます。

本日は、先般8日の日に行われました審査の継続ということで、陳情第1号、公的書類に於いて「性別欄」取り扱いと当事者を交えた協議機関の設置に関する陳情ということで、続けさせていただきたいと思います。

それで、先日、町として実態を捉まえているのかどうかということで、ご意見ございまして、今日、保健福祉センター所長に来ていただきまして、その実態等について、ちょっと説明をいただきたいと思います。

よろしいですか。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 性同一症候群の実態等についてでございますけれども、まず、町としてその実態を捉えたといえますでしょうか、調査したことは過去も一度もございません。

ただ、こういうもしお悩みの方が町の方に相談をするとすれば、当然、保健福祉センターの方が所管するというふうに思いますけれども、担当の者に聞きましても、過去にも今現在もそういう相談を受けたことはないというのが実態でございます。

○委員長（古川稔） ただいま、福祉センター所長から報告がありましたけれども、あと、何かお聞きになりたいことがありましたら。

ないようですので、所長には退席していただいて。

どうもありがとうございます。

○委員長（古川稔） それでは、先日に続きまして、質疑・ご意見等聞きたいと思いますが。

ありましたらご意見伺いたいと思います。

いかがでしょう。

先般、ご本人からいろいろまた資料も送っていただいて、それぞれも勉強というか知識をされたということで、ご意見がなければどうでしょう。

討論省略ということでよろしいでしょうか。

討論いたしますか。

この間いただいた資料で勉強するぐらいしかなかなか掴めないというのが実態かと思えますけれども。

野原委員。

○委員（野原恵子） 前に総務課長の方から説明ありましたが、町の方ではこういう問題というのは、公的な書類や何かでは、性別欄は削除してもいいということ、可能性はあるということを報告されておりましたよね。

そういうことであれば、町としてもそういう方向でいけるのではないかというふうに思うのですが、私も書類や何かで性別を削除してもいいところという書類が出てきましたので、そういうところでは削除されてもいいのではないかというふうに思うのですよね。

それから、当事者を交えた協議機関を設けてということなのだけれども、この協議機関をどのように設けるのかというのは、具体的にはちょっと図りかねるのですよね。

でも、理解と啓蒙というところでは、そういう当事者と町の機関と、ここでいえば保健福祉センターなのですけれども、ここの人たちと一緒に学習をしていくということなのか、それともそういうところに広く町民に知らせていくかというのか。その辺の協議機関というところがちょっと私としてはどのようにしていくのかというところが十分理解できないなというところは1点あるのですよね。

○委員長（古川稔） そこら辺について、みなさん、どう理解されているか、あれば。佐々木委員。

○委員（佐々木芳男） 今、私もそういう考え持っているのですが、町の体制としては、ある部分を除いては削除しても問題はないという押えがはっきりしていますので、そういう中身でないかなというふうに思います。

それから、この協議について、やっぱりどういう角度からどういうメンバーでどういう形でということになると、非常に立ち上げるのが難しいのでないかなという感じがするのですね。

したがって、今回の場合、どういう押えでいったらいいのか、私自身迷っていました。

ただ、男女別の取り扱いについては、大分各方面でもなされてきているのでどうなのかなと、より柔軟な考えは持っています。

○委員長（古川稔） 乾委員。

○委員（乾邦広） 今、野原委員、佐々木委員から言われた当事者を交えての協議機関の設置に関する話題提供なのですけども、これは私ども山口さんから送られた資料を見る限りでは、ほかのところでもそういう機関を設置しているというあれもありますので、そんなに詳しくは私もわからない問題でありますので、これはやっぱり総務委員会としては、ある程度理解を示しながら、後は行政にお任せした方がいいのではないかなと思うのですよね。

性別欄もこの当事者を交えた協議機関も、この二つ。

やはり行政にお任せしながら。

○委員長（古川稔） これは陳情ですから、どっちにしてもお任せになると思うのですけど。

○副委員長（乾邦広） 私は総務文教常任委員会としては、私は、これは理解を示すべきものだと思っていますので。

でも、そんなに詳しく私はわかりませんので、これはもう行政と当事者との話し合いの中で、どんないい方法でそういう機関を立ち上げたらいいかは、そちらの方にお任せしながら進めた方がいいのではないかなと思います。

○委員（野原恵子） 協議機関に関してはね。

○委員長（古川稔） 今、乾委員からそんな協議機関、ある程度町に任せた中で設定を考えてもらったらいいのでないかという声があるのですけれども、芳滝委員、どうぞ。

○委員（芳滝仁） 乾委員と同じなのですけれども、性別欄の取り扱いのことと、当事者を交えた協議というところで、多少質が違うというのがあるのだらうと思うのですよね。

性別欄だけでしたら、そう大きな問題がないのだらうと思うのですけれども、出されて

きている方の一つのこの踏まえたときに、これは障害ということがあるでしょうし、もう一つは人権ということがあるでしょうし、あと、表の何でも協働の参画というふうな問題もあるでしょうから、この当事者と交えた協議機関の設置というところで、乾委員おっしゃったように、町の方に検討をしていただくというふうな対応をしていただくというふうなことしかないと思うのでありますが、その辺の何重にも重なっている問題があって、その辺のところの対応の仕方が非常に慎重といいますか、片方だけの対応にはならないような形の対応にしていかなければならないだろうなというふうな、そういう思いがしております。

○委員長（古川稔） どうですか、ほかに。

瀬瀬委員。

○委員（瀬瀬太郎） 人権的な弊害、また、社会的な弊害。これいろいろある中で、それをどなたがそういった見地から経験によりどうしたらいいのかというのは大変難しいと思います。

ただ、先般のこの皆さん持っておられると思うけど、清水町の事例というのですか、印鑑登録申請性別を削除ということ。

こういったことを当然地方公共団体の中でそういう取り決めをしたと。このことによって、ちょっと当事者、またそれにかかわる、どういう意味合いを持っているかと。当然、その当事者はそのことによって、いろんな利便性もできたという部分もあるだろうし、その町その町によって、当然、こういう障害の人が多いか少ないかによって、また異なる部分もあるだろう。

この委員会として、皆さんあんまりその深い知識も持っていない中で、これは確かに、先に言ったように、社会的・人権的にはお気の毒だなというようなことぐらいの思いしかないわけですね。

そういうことだけですね。

○委員長（古川稔） 今、各委員からそれぞれ改正といいますか、性別欄の削除とか廃止については、町も53ですか、可能であろうという判断をいただいているのですけれども、そういったことに関しては、皆さん賛同だろうと。

それから、今、この下の協議機関を設けるという部分では、これはなかなかどのようなものを持っている部分については、ちょっと計りかねる部分もありますけれども、町あるいはそういう機関にお任せしていったらいいのではないかというような意見がかなり多いところですよ。

そんなことで伊東さんも何かありましたら、ご意見伺いたいと思いますが。

○委員（伊東昭雄） 私も1週間勉強してまいったのですが、最初の言葉は私にも見えています。

ただ、やっぱりこの協議会を持つということについては、どういう協議会をつくらうかよくわからないので説明を聞きたいなと思ってきたわけなのですけれども。

○委員長（古川稔） 芳滝委員。

○委員（芳滝仁） いろんなことが含んでいる問題で、当事者もいらっしゃるわけですから、とりあえずその思いを聞くとか、受け止めていただくとか、そのことによって役場の方も勉強をし、理解を深めていただくとかというふうな形の協議機関というか、当初そ

ういうふうなことでしかないだろうと。

こちらの方ではわからないわけですから、その思いを受け止めていくというふうな形の窓口というか、そういうふうなところで第一歩を始めるようには仕方がないのではないかとというふうな感じが。

おそらく役場その場所がなければ、どこで受けるのか、それは役場の中で決めるのでしようけれども、そういうところからしか無理でなかろうかと。

そういう意味での協議機関ということであれば、それは、大事なことなのでないだろうかと思います。

○委員長（古川稔） 野原委員。

○委員（野原恵子） 私もこの性同一性障害というのは、資料を送っていただいて、いろいろな性同一障害の、障害の度合いもいろいろあるということは改めて認識したところなのですよね。

ただ、マスコミ関係では、いろんな正しくない情報も伝わってきている部分もあるのではないかと思います。

ですから、きちっとこの障害に当たる人たちの理解をして、そしてそれをしっかりこういう障害を持っている人たちも社会で生きていかれるような、そういう仕組みというのにも必要ではないかと思うのですよね。少数ではあるといっても。

そういう方向で協議会をつくっていくということが、私は一番良い方法ではないかなと思うのですよね。

ですから、そういう方向で協議会を、当事者と町と力を合わせてつくっていくという立場であればいいのではないかとというふうに思います。

○委員長（古川稔） ただいま、皆さん方の意見、まとめたらといいますか、方向性としては大体一定化してきたのですけれども。

まだ何かご意見ありますか。

佐々木委員。

○委員（佐々木芳男） 第1項目目は、皆さん大体一致しているわけですが、その協議機関の問題について、協議機関ということになると、組織化して常時やはりそういう問題を取り上げてやる機会を設定しなければならないだろうと。要望によっては。

これはなかなか大変なので、例えば、相談窓口みたいな形で、どこかの、民生なら民生のどこかにそれを窓口として開いておくというような形であれば、それに関する人方が自由に来られるし、それから、町の考え方もそこで提示できるだろうし。

それを機会として、一般町民にも何かのマークか何かでお知らせすることもできるだろうし。

そんな形の程度しか、どうなのだろうかなというような気持ちでいるのですがね。

協議機関ということになると何か堅苦しいし、常時持たなければならないような感じもするのだけでも。

○委員長（古川稔） それでは、ちょっと休憩させていただいてよろしいですか。

では、休憩をとります。

(10:16 休憩)

(10:22 再開)

○委員長（古川稔） それでは、今、休憩中でありましたけれども、再開をさせていただきたいと思います。

今、皆さん方の意向が大体固まってきたなというふうに、委員長は感じますので、こちら辺で質疑を終わらせていただき、討論も省略させていただいて、採決に移らせていただいでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（古川稔） それでは、採決をさせていただきたいと思います。

陳情第1号、公的書類に於いて「性別欄」取り扱いと当事者を交えた協議機関の設置に関する陳情に対しまして、採択と思われる方の挙手をお願いしたいと思います。

（賛成者挙手）

○委員長（古川稔） 皆さん方、賛成多数ということで、採択ということで結論させていただきたいと思います。

それでは、報告書の作成を委員長、副委員長にお任せいただけますか。

（異議なしの声あり）

○委員長（古川稔） それでは、そういうことでさせていただきたいと思います。

そのほかにありませんか。

それでは、なければ総務文教常任委員会を閉じたいと思います。

大変、長時間にわたりまして、ありがとうございました。

（10：26 閉会）